

# KC's活動報告

○理事会 8月21日2007年度第3回常任理事会、9月27日2007年度第3回理事会を開催。

検討委員会の案件と対応、会員状況、企業の消費者対応評価手法開発プロジェクトの進捗状況報告、適格消費者団体認定記念セミナー、パブリックコメント、各地の適格消費者団体の動き、埼玉県議会視察対応などについて報告。またビジョン論議の進め方を審議、確認をしました。

○検討委員会 8月24日、9月10日、10月1日開催。検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。

現在9検討グループが活動しています。オリエントコーポレーションからの「ローンカードのリボルビング払いの最低返済額の変更」に関する8月23日回答は、KC'sの申し入れの趣旨に沿った改善がなされましたが、「キャッシングのリボルビング払いの返済額・返済方法の変更」について改めて、意見書を送付しました。

## ○その他

- ・8月22日、「国民生活センターのあり方に関する中間報告」への意見。9月25日、国民生活審議会評価検討委員会報告「消費者契約法の評価及び論点の検討について」のパブリックコメントが実施され、意見書を提出しました。
- ・8月31日、社団法人「全国消費生活相談員協会」が適格消費者団体認定の申請をしました。
- ・9月12日、「埼玉県議会くらしの安全安心対策特別委員会」19名がKC'sに視察来所。KC'sからは榎理事長をはじめ、6名が対応し、約1時間半の活動報告と意見交換を行いました。意見交換（質問）では、センターからの情報提供や組織運営やボランティアの実情などについて質問。参加者からは「大手企業でも消費者契約法に関わる改善余地があること」には驚いたなどの感想が出されました。



## ご案内・お知らせ

### KC'sからのお願い

- 賃貸住宅の「共益費」に関するアンケート調査を行っています。詳しくは、KC'sのホームページにアンケート用紙を掲載しています。賃貸住宅にお住まいでない方にもお答えいただけますので、ぜひご協力ください。
- KC's検討委員会では検討グループに参加していただける方を募集しています。興味のある方はぜひご参加ください。
- 消費者被害に遭われた方の情報をお寄せください。多くの方の情報が安心して暮らせる社会作りに役立ちます。ただし、KC'sでは、個別の被害について相手の業者と交渉をしたりすることはできません。お寄せいただいた情報は、もっぱら消費者全体のために被害の拡大防止や予防に役立つこととなりますのでこの点ご了承ください。個別被害の回復については、最寄りの消費生活センターや弁護士会の消費者被害相談をご利用ください。

### KC'sからのお知らせ (詳細は、KC's事務局まで)

- KC'sのホームページを10月中旬予定で、リニューアルします。
- (社)ふくい・くらしの研究所(福井県民生協の関係団体)が県消費生活センターからの委託事業として「くらしの講座」を11月3、4日に開催予定。テーマは「消費者被害の防止に向けて-だまされやすい消費者だまされにくい消費者-」。講師:KC'sの検討委員、五條操弁護士。
- 兵庫県生協連合会が「消費者問題学習会」を11月22日開催予定。テーマ「消費者主権の取り組み経過と消費者団体訴訟制度について」で、KC'sの坂東常任理事が講師。

問合せ・連絡先 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (KC'sケーシーズ) 事務局  
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31  
OMMビル1階大阪府消費生活センター内  
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730  
eメール: info@kc-s.or.jp  
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

# KC's NEWS

No.11  
2007.10.15

発行所 KC's事務局 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730  
OMMビル1階大阪府消費生活センター内 eメール: info@kc-s.or.jp

## KC'sが消費者団体訴訟制度「適格消費者団体」に認定

2007年8月23日、消費者支援機構関西 (KC's) が、消費者団体訴訟制度の「適格消費者団体」として、内閣総理大臣により認定を受けました。当日「認定通知書」は、内閣府において、内閣府特命大臣 (当時: 高市早苗氏) から榎彰徳理事長に渡されました。

6月7日に申請を行ってから約2ヶ月半。2005年12月に団体を設立してからは1年9ヶ月。適格要件が厳格であっただけに、ひとまずは認定というハードルを超えたこととなります。これまでに関係各位からいただいたご支援、ご助言に心から感謝いたします。

適格認定は消費者団体訴訟制度という仕組みへの参加資格にすぎません。私たちKC'sは、消費者の観点から市場の監視をするという社会的役割を自覚するとともに、そのためにも不公正な取引を市場から排除するために消費者団体訴訟制度を積極的に活用したいと考えています。引き続き、会員の皆さまにKC'sという組織をより有効に使っていただきたいと思います。認定時に、大臣からは「消費者被害の未然防止、拡大防止に適格消費者団体が役割を果たすことを期待する」との激励は、まさにそのことを意味しています。私たちKC'sは、適格認定を受けたその日、「適格消費者団体の認定を受けるにあたって」という文書を公表し、その決意を社会的に明らかにしました。(詳しくはホームページ <http://www.kc-s.or.jp/> をご参照下さい。)

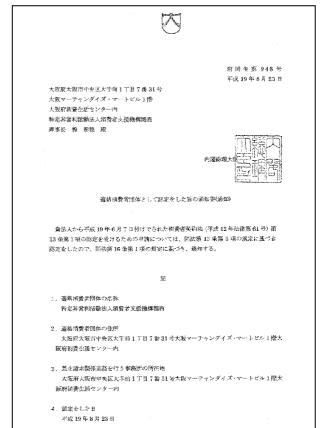
訴権の行使も視野に入れたこれからの活動には、今まで以上に消費者、消費者団体、消費者問題や法律の専門家はもちろんとし、消費者行政の担当機関や誠実な事業者との協働活動が不可欠となります。私たちは、活動の透明性を高めて、その成果を社会に還元することによって、多くの方々から信頼を得たいと考えていま

す。そして、消費者や消費者団体、誠実な事業者が会員として、KC'sの活動を支えて下さること、消費者や消費者団体あるいは行政機関から活動の基盤となる被害情報を積極的に提供いただけることを期待しています。

8月23日には、KC'sと同様に「消費者機構日本 (COJ) (事務所の所在: 東京) も適格認定を受けました。関西では、京都消費者契約ネットワークやひょうご消費者ネットも適格消費者団体への申請を準備中だと聞いています。KC'sは、これらの消費者団体とも効果的で率直な交流を図っていきます。適格団体の活動が広くわが国全体の消費者にとって「見えるもの」になることが、「消費者全体の利益のために訴権が行使されること」に他ならないと考えます。

### ●認定を受けて、行政訪問や記者発表を行いました。

内閣府で認定を受けたあと、榎理事長と西島事務局長が、経済産業省を訪ねました。大臣官房審議官 (消費者政策担当) 谷みどり氏からは「特定商取引法の立法について」の協力要請がありました。引き続き公正取引委員会、日本弁護士連合会に報告訪問しました。同時に当日、大阪では大阪司法記者クラブで認定受理の記者発表を行いました。片山副理事長をはじめ4名が対応し、「声明」と活動報告にあわせ、「オリエントコーポレーション」への申し入れ活動を発表しました。



翌日の24日に、榎理事長ほか3名が、近畿経済産業局、公正取引委員会近畿中国四国事務所、大阪府生活文化部を訪問。また、団体正会員の生協府県連からも府県の行政へ認定の報告を行っていただきました。

続いて、9月に入り大阪弁護士会を訪問し、認定報告にあわせ、今後の協力、認定記念セミナーへの参加などを依頼しました。(現在、弁護士会館ロビーに団体訴訟制度ポスター、KC'sパネル展示、パンフ・セミナー案内も常置いただいております。)

また政令指定の堺市、大阪市に訪問し、今後の情報交換の依頼などを行いました。その中で、「相談業務の件数自体は減ったが、悪質な被害

事例は同じ状況ではないだろうか」、「消費者問題は広域にまたがるケースが多いので、府や他県、KC'sとの連携も大切と思う」、「府と大阪市の事業者指導のための連携チームも動き出している」、「今後のKC'sとの情報交換では、漠然とした内容ではなく、具体的な事案で必要だろう」などの意見交換を行いました。



高市大臣(当時)と懇談する榎理事長

●これからの課題：日常の「情報受付」と今後の「ビジョン議論」

KC'sでは、これまで主として、個人会員や団体会員の構成員からの情報提供をもとに、不当勧誘や不当条項をキャッチして改善要求を行ってきました。引き続き、行政の持つ情報とのネットワークを強めながら、ぜひとも多くの会員(とりわけ団体会員の構成員)の皆さんからの情報提供をよろしく願います。(情報提供のポイントは、4ページ「KC'sからのお願い」参照)

同時に、国民生活センターのデータによると相談件数は、今だ100万件を超える異常な状況

にあり、KC'sが適格消費者団体として認定をうけた段階において、2007年度総会で承認された事業計画と予算の執行を確実にするだけでなく、内閣府に提出した3カ年計画(2007年~2009年)を前倒しに実行していく必要があります。KC's理事会では、2007年度の事業活動を評価しながら、2008年以降の計画化をさらに深めるため、KC'sビジョンと中期計画の作成議論をこの10月からスタートしました。次期総会にはビジョン(案)を報告したいと考えています。会員の皆さんが「KC'sの場をどのように活用するか」などのご意見をお寄せ頂けますよう、よろしく願います。

最近の消費生活相談から

(財)関西消費者協会 相談グループ長 白崎 夕起子

最近、詐欺的な商法が横行しています。パソコンや携帯電話のサイトの不当請求、いわゆる「ワンクリック詐欺」や、ハガキによる架空請求については、支払う前の相談が多く、経済的な被害は少ないのですが、相談件数が最も多くなっています。請求の画面やハガキに記載されてある電話番号に連絡すると、個人情報聞き出され、しつこく請求を受けるとい

うトラブルに巻き込まれます。ヤミ金の「貸します詐欺」または「保証金詐欺」といわれる手口も急増しています。低金利で貸しますというDMを送りつけたり、ネット上に広告を出し、申し込んできた人に、融資前に保証金等の名目でお金を請求するという手口です。ヤミ金業者が登録業者を装っている場合もあり、信用して言われるままに支払ったが、融資がされず、電話もつながらなくなり、支払ったお金も取り返せない状況になります。

過去に不当な取引で契約した人に再度契約させる「二次被害」も横行しています。過去に資格講座の契約をした人を狙って、「まだ講座が終了していない、終了するためには費用が必要」と不実のことを告げ、新たに教材等の契約をさせるといのが典型的な手口ですが、最近、新手の手口が次々と現われています。

20年以上も前に、将来開発の予定があるので土地が値上がりすると勧誘されて山林等を購入させられ、売却できずに困っている「原野商法」の被害を受けた高齢者を対象に、「その土地を売却してあげる、

そのためには測量が必要」と代金を請求する手口が横行しており、逮捕された業者もあります。また、アポイントメントセールスでアクセサリーなど高価商品を契約した若者に「解約してあげる」という電話が頻繁にかかって困っていたところ、「しつこい迷惑電話から守ってあげる、そのためにはダイヤの購入が必要」と言われて契約したが、迷惑電話が再び頻繁にかかり、ダイヤの契約を勧誘した担当者との連絡も取れなくなったというケースもあります。

被害が深刻なのは、詐欺まがいの利殖商法です。低金利時代を背景に、ロコ・ロンドン金取引、海老の養殖事業への出資、電子マネーによる取引システムへの出資等、高配当をうたう出資商法が次々と現われては、破綻してしまったり、連絡不能の状況になるケースが多くみられます。最初の数カ月間は約束どおりの配当金を入金して信用させるなど、手口も巧妙です。老後の資金を増やすために全財産を出資した高齢者もいます。

上記に紹介した事例の中には、特定商取引法の規制対象となり、クーリング・オフができるものもありますが、破綻したり連絡不能になってからでは救済は困難です。不審に思ったら、すぐに消費生活相談の窓口で相談することが被害拡大の防止につながります。違法性の高い商法については、消費者に対する情報提供が早期に十分伝わる工夫が必要でしょう。

団体紹介

敷金問題研究会

敷金問題研究会は、約100名の弁護士・司法書士からなる任意団体で、借主を保護する立場から、賃貸住宅契約におけるあらゆる不合理な商慣習を排除するために、日常的な相談活動や訴訟などにとりくんでいます。

当会は、2002年7月に結成されました。当時は、まだまだ原状回復をめぐるトラブルが絶えず、本来全額が返還されるべき敷金がまったく返ってこないというケースが多々ありました。次の借主のためにリフォームする費用を敷金から差し引くことは当然という家主の暴論がまかりとおっていました。当会は、同年9月に電話相談を実施したところ、200件を超す相談が殺到しました。その後、当会は、同年10月と12月に、相談を受けたうちの120件ほどのいっせいで訴訟を行いました。訴訟では、これまでの裁判例や消費者契約法を活用しながら、解決をすすめてきました。しかし、住宅供給公社をめぐる裁判では、公社側が非常に詳細なとりきめを定めた「住まいのしおり」を盾にして、頑として返還に応じず、まだ、裁判所も、公社の主張に対応して、「契約してしまったものはしょうがない」という判決を出していました。

●画期的な判決

私たちは、正しい法解釈を得るために上訴をしてたかかってきましたが、ついに、2005年12月16日、最高裁第二小法廷にて画期的な判決を勝ち取りました。同判決は、通常損耗を借主に負担させる特約が成立する余地をきわめて限定的に解し、特約の成立・解釈をめぐる争いに終止符を打ちました。

また、阪神地域を中心として、敷金から控除する額(割合)をあらかじめ定めておく敷引特約が横行しています。しかも、近年、敷引の額(割合)が大きくなり、トラブルが多発していました。当会は、敷引特約は、何らの合理性がなく、消費者である借主の権利を一方的に制限しているとして、消費者契約法10条に違反し無効であると主張して裁判を提起しました。神戸地裁平成17年7月14日判決をはじめとして、消費者契約法10条に違反すると判断した多数の判決を勝ち取り、実務上、敷引特約は無効との判断を定着させるに至っています。

●不当条項の一掃を

しかし、当会の活動によっても、まだまだ敷引特約は残存され、提訴されなければ儲けものという家主の態度が目につきます。礼金や更新料などの不合理な慣習もまだまだ残っています。こうした不合理な契約条項を一網打尽に封じ込めるものとして、消費者団体訴訟制度の役割は重要です。当会は、KC'sの一員として、賃貸住宅契約から不当条項を一掃するために、消費者団体訴訟を位置づけて研究、活動をすすめていこうと考えております。



敷金問題研究会

共同代表：浦井裕樹(司法書士)、増田尚(弁護士)  
連絡先：  
〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1-9-19-5F  
きづがわ共同法律事務所  
TEL 06-6633-7621 FAX 06-6633-0494  
URL <http://hccweb5.bai.ne.jp/~heal14901/>